

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長

(公 印 省 略)

労災保険業務機械処理事務手引（年金・一時金業務）の
一部改正について

労災保険業務に係る機械処理事務については、「労災保険業務機械処理事務手引」（平成 23 年 3 月 31 日付け基発 0331 第 3 号）により取り扱ってきたところであるが、今般、年金・一時金システムを改修したことに伴い、平成 25 年 9 月 17 日から労災保険業務機械処理事務手引（年金・一時金業務）を別紙のとおり一部改正することとしたので、今後の事務処理に遺漏なきを期されたい。

なお、当該システム改修に伴い変更した内容は、下記のとおりである。

記

1 年金・一時金入力帳票（帳票種別 39561）で登録した氏名及び住所情報の訂正機能の拡充

年金・一時金入力帳票で登録した氏名及び住所情報の WEB 訂正機能について、未支給請求人及び受任者の氏名及び住所情報を訂正可能とする改修を行ったため、この記述部分を変更した。

2 本省機能の拡充

本省機能（一時金の実額入力機能）を拡充する改修を行ったため、この記述部分を変更した。

3 住民票コード確認リストの出力

障害（補償）年金受給権者に係る定期報告時の住民票の写しの添付省略に用いる住民票コードについて、入力済の住民票コードを確認するためのリストを作成する機能の改修を行ったため、この記述部分を追加した。

4 労災就学援護費未支給者リストの出力

労災就学援護費について、受給対象者となる可能性のある者を把握するためのリストを作成する機能の改修を行ったため、この記述部分を追加した。

(傍線部分は改正箇所、() は掲載ページ)

改正後	改正前																																																																																																																																																																																																
<p>(目次 4)</p> <p>6 局署管理資料IV-6-1</p> <p>(1) ~ (9) (略)</p> <p><u>(10) 住民票コード確認リスト (署用)IV-6-22</u></p> <p><u>(11) 労災就学援護費未支給者リストIV-6-24</u></p> <p>(目次 7)</p> <p>3 検索結果詳細画面VI-(II)-57</p> <p>(1) ~ (16) (略)</p> <p>(17) 一時金訂正履歴検索 (詳細)<u>VI-(II)-124</u></p> <p>(18) 新データ受付番号検索<u>VI-(II)-127</u></p> <p>(I -6-3)</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>帳票種別</th> <th>検索用の帳票 ID</th> <th>帳票名</th> <th>略称</th> <th>出力場所</th> <th>時期</th> <th>出力方式</th> <th>記載ページ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>}</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>-</td> <td>NKKCHB32</td> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>ニ</td> <td><u>NKKCHB33</u></td> <td><u>労災就学援護費未支給者リスト</u></td> <td><u>労災就学援護費未支給者リスト</u></td> <td><u>監督署</u></td> <td><u>年3回</u></td> <td><u>コマンド配信</u></td> <td><u>IV-6-24</u></td> </tr> <tr> <td>-</td> <td>NKKCHB29</td> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>}</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(I -6-4)</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>帳票種別</th> <th>検索用の帳票 ID</th> <th>帳票名</th> <th>略称</th> <th>出力場所</th> <th>時期</th> <th>出力方式</th> <th>記載ページ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>}</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>494</td> <td>NKKTkB18</td> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>ニ</td> <td><u>NKKTkB22</u></td> <td><u>住民票コード確認リスト (署用)</u></td> <td><u>住民票コード確認リスト (署用)</u></td> <td><u>監督署</u></td> <td><u>随時</u></td> <td><u>コマンド配信</u></td> <td><u>IV-6-22</u></td> </tr> <tr> <td>-</td> <td>NSCCHB20</td> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>}</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	帳票種別	検索用の帳票 ID	帳票名	略称	出力場所	時期	出力方式	記載ページ		}							-	NKKCHB32	(略)						ニ	<u>NKKCHB33</u>	<u>労災就学援護費未支給者リスト</u>	<u>労災就学援護費未支給者リスト</u>	<u>監督署</u>	<u>年3回</u>	<u>コマンド配信</u>	<u>IV-6-24</u>	-	NKKCHB29	(略)							}							帳票種別	検索用の帳票 ID	帳票名	略称	出力場所	時期	出力方式	記載ページ		}							494	NKKTkB18	(略)						ニ	<u>NKKTkB22</u>	<u>住民票コード確認リスト (署用)</u>	<u>住民票コード確認リスト (署用)</u>	<u>監督署</u>	<u>随時</u>	<u>コマンド配信</u>	<u>IV-6-22</u>	-	NSCCHB20	(略)							}							<p>(目次 4)</p> <p>6 局署管理資料IV-6-1</p> <p>(1) ~ (9) (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(目次 7)</p> <p>3 検索結果詳細画面VI-(II)-57</p> <p>(1) ~ (16) (略)</p> <p>(17) 一時金訂正履歴検索 (詳細)<u>VI-(II)-123</u></p> <p>(18) 新データ受付番号検索<u>VI-(II)-126</u></p> <p>(I -6-3)</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>帳票種別</th> <th>検索用の帳票 ID</th> <th>帳票名</th> <th>略称</th> <th>出力場所</th> <th>時期</th> <th>出力方式</th> <th>記載ページ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>}</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>-</td> <td>NKKCHB32</td> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td><u>(新設)</u></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>-</td> <td>NKKCHB29</td> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>}</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(I -6-4)</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>帳票種別</th> <th>検索用の帳票 ID</th> <th>帳票名</th> <th>略称</th> <th>出力場所</th> <th>時期</th> <th>出力方式</th> <th>記載ページ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>}</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>494</td> <td>NKKTkB18</td> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td><u>(新設)</u></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>-</td> <td>NSCCHB20</td> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>}</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	帳票種別	検索用の帳票 ID	帳票名	略称	出力場所	時期	出力方式	記載ページ		}							-	NKKCHB32	(略)							<u>(新設)</u>							-	NKKCHB29	(略)							}							帳票種別	検索用の帳票 ID	帳票名	略称	出力場所	時期	出力方式	記載ページ		}							494	NKKTkB18	(略)							<u>(新設)</u>							-	NSCCHB20	(略)							}						
帳票種別	検索用の帳票 ID	帳票名	略称	出力場所	時期	出力方式	記載ページ																																																																																																																																																																																										
	}																																																																																																																																																																																																
-	NKKCHB32	(略)																																																																																																																																																																																															
ニ	<u>NKKCHB33</u>	<u>労災就学援護費未支給者リスト</u>	<u>労災就学援護費未支給者リスト</u>	<u>監督署</u>	<u>年3回</u>	<u>コマンド配信</u>	<u>IV-6-24</u>																																																																																																																																																																																										
-	NKKCHB29	(略)																																																																																																																																																																																															
	}																																																																																																																																																																																																
帳票種別	検索用の帳票 ID	帳票名	略称	出力場所	時期	出力方式	記載ページ																																																																																																																																																																																										
	}																																																																																																																																																																																																
494	NKKTkB18	(略)																																																																																																																																																																																															
ニ	<u>NKKTkB22</u>	<u>住民票コード確認リスト (署用)</u>	<u>住民票コード確認リスト (署用)</u>	<u>監督署</u>	<u>随時</u>	<u>コマンド配信</u>	<u>IV-6-22</u>																																																																																																																																																																																										
-	NSCCHB20	(略)																																																																																																																																																																																															
	}																																																																																																																																																																																																
帳票種別	検索用の帳票 ID	帳票名	略称	出力場所	時期	出力方式	記載ページ																																																																																																																																																																																										
	}																																																																																																																																																																																																
-	NKKCHB32	(略)																																																																																																																																																																																															
	<u>(新設)</u>																																																																																																																																																																																																
-	NKKCHB29	(略)																																																																																																																																																																																															
	}																																																																																																																																																																																																
帳票種別	検索用の帳票 ID	帳票名	略称	出力場所	時期	出力方式	記載ページ																																																																																																																																																																																										
	}																																																																																																																																																																																																
494	NKKTkB18	(略)																																																																																																																																																																																															
	<u>(新設)</u>																																																																																																																																																																																																
-	NSCCHB20	(略)																																																																																																																																																																																															
	}																																																																																																																																																																																																

改正後	改正前																												
<p>(II-2-148)</p> <p>3 留意点</p> <p>a ~ d (略)</p> <p>e 一時金本省払いの決議入力後、住所・漢字氏名の入力誤りが判明した場合、通知書に印字される住所・氏名を訂正する必要があるため、「(3)一時金氏名・住所情報訂正」(II-4 訂正処理 WEB 訂正機能)を参照し、訂正すること。</p> <p>f (略)</p> <p>(II-4-78)</p> <p>(㍑) 項目別記入要領</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>入力項目名</th> <th>記 入 要 領</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>641</td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">642 支 払 方 法</td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>訂正データ</td> <td> 訂正する場合は、訂正後の下記の「支払方法」[1桁]を左詰めで記入する。 銀行振込 1 当地払 3 送金払 5 外国送金 7 銀行振込に訂正する場合 項目番号 643~646 を必ず訂正し、必要により 647~648 を訂正するとともに、本省払いとなる場合には氏名・住所情報の登録を行うこと。 送金払に訂正する場合 項目番号 643 を必ず訂正するとともに、本省払いとなる場合には氏名・住所情報の登録を行うこと。 </td> </tr> <tr> <td>643</td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(II-4-81)</p> <p>(ホ) 留意点</p> <p>a (略)</p> <p>b (略)</p> <p>c 支払方法を署払い(当地払・外国送金)から本省払いに訂正した場合は、WEB 訂正機能「(3)一時</p>	項目	入力項目名	記 入 要 領	641	(略)		642 支 払 方 法	(略)		訂正データ	訂正する場合は、訂正後の下記の「支払方法」[1桁]を左詰めで記入する。 銀行振込 1 当地払 3 送金払 5 外国送金 7 銀行振込に訂正する場合 項目番号 643~646 を必ず訂正し、必要により 647~648 を訂正するとともに、本省払いとなる場合には氏名・住所情報の登録を行うこと。 送金払に訂正する場合 項目番号 643 を必ず訂正するとともに、本省払いとなる場合には氏名・住所情報の登録を行うこと。	643	(略)		<p>(II-2-148)</p> <p>3 留意点</p> <p>a ~ d (略)</p> <p>e 一時金本省払い(受任者払いを除く)の決議入力後、住所・漢字氏名の入力誤りが判明した場合、通知書に印字される住所・氏名を訂正する必要があるため、「(3)一時金氏名・住所情報訂正」(II-4 訂正処理 WEB 訂正機能)を参照し、訂正すること。</p> <p>f (略)</p> <p>(II-4-78)</p> <p>(㍑) 項目別記入要領</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>入力項目名</th> <th>記 入 要 領</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>641</td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">642 支 払 方 法</td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>訂正データ</td> <td> 訂正する場合は、訂正後の下記の「支払方法」[1桁]を左詰めで記入する。 銀行振込 1 当地払 3 送金払 5 外国送金 7 銀行振込に訂正する場合 項目番号 643~646 を必ず訂正し、必要により 647~648 を訂正するとともに、本省払い(受任者払いを除く)となる場合には氏名・住所情報の登録を行うこと。 送金払に訂正する場合 項目番号 643 を必ず訂正するとともに、本省払いとなる場合には氏名・住所情報の登録を行うこと。 </td> </tr> <tr> <td>643</td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(II-4-81)</p> <p>(ホ) 留意点</p> <p>a (略)</p> <p>b (略)</p> <p>c 支払方法を署払い(当地払・外国送金)から本省払い(受任者払いを除く)に訂正した場合は、</p>	項目	入力項目名	記 入 要 領	641	(略)		642 支 払 方 法	(略)		訂正データ	訂正する場合は、訂正後の下記の「支払方法」[1桁]を左詰めで記入する。 銀行振込 1 当地払 3 送金払 5 外国送金 7 銀行振込に訂正する場合 項目番号 643~646 を必ず訂正し、必要により 647~648 を訂正するとともに、本省払い(受任者払いを除く)となる場合には氏名・住所情報の登録を行うこと。 送金払に訂正する場合 項目番号 643 を必ず訂正するとともに、本省払いとなる場合には氏名・住所情報の登録を行うこと。	643	(略)	
項目	入力項目名	記 入 要 領																											
641	(略)																												
642 支 払 方 法	(略)																												
	訂正データ	訂正する場合は、訂正後の下記の「支払方法」[1桁]を左詰めで記入する。 銀行振込 1 当地払 3 送金払 5 外国送金 7 銀行振込に訂正する場合 項目番号 643~646 を必ず訂正し、必要により 647~648 を訂正するとともに、本省払いとなる場合には氏名・住所情報の登録を行うこと。 送金払に訂正する場合 項目番号 643 を必ず訂正するとともに、本省払いとなる場合には氏名・住所情報の登録を行うこと。																											
643	(略)																												
項目	入力項目名	記 入 要 領																											
641	(略)																												
642 支 払 方 法	(略)																												
	訂正データ	訂正する場合は、訂正後の下記の「支払方法」[1桁]を左詰めで記入する。 銀行振込 1 当地払 3 送金払 5 外国送金 7 銀行振込に訂正する場合 項目番号 643~646 を必ず訂正し、必要により 647~648 を訂正するとともに、本省払い(受任者払いを除く)となる場合には氏名・住所情報の登録を行うこと。 送金払に訂正する場合 項目番号 643 を必ず訂正するとともに、本省払いとなる場合には氏名・住所情報の登録を行うこと。																											
643	(略)																												

改正後	改正前
<p>金氏名・住所情報訂正」により氏名・住所情報を登録すること。</p> <p>(II-4-88)</p> <p>17 処理情報 (900)</p> <p>(略)</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>(II-4-92)</p> <p>(ホ)留意点</p> <p>a 基本権取消する年金給付以外にも同一被災者に対して年金給付を行っている場合は、基本権取消する給付以降に支給決定された年金給付の基本権についても自動的に取り消される。</p> <p>例 傷病補償年金を受給していた者が、症状固定により転帰後、障害補償年金を受給、その後死亡により転帰し、遺族補償年金の支給に至った事例において、傷病補償年金の基本権取消を行った場合は、当該処理により、以後に支給決定された障害補償年金及び遺族補償年金の基本権も同時に取り消される。上記事例において、障害補償年金の基本権取消を行った場合は、遺族補償年金の基本権も取り消されるが、傷病補償年金は取り消されない。また、遺族補償年金の基本権取消を行った場合は、遺族補償年金のみが取り消され、傷病補償年金及び障害補償年金の基本権は取り消されない。</p> <p>ただし、葬祭料（葬祭給付）は取り消しにならないため、<u>必要に応じ別途基本権取消を行うこと。</u></p> <p>b 年金を基本権取消する場合は、当該年金証書番号で管理している定額の特別支給金、前払一時金、失権差額一時金及び未支給金も併せて取り消される。</p> <p>c 支給決定済の給付に対して基本権取消を行った場合、訂正決議書に「WN_00215」の警告メッセージが出力されるため、<u>回収等が不要の場合は本省業務課に連絡すること。</u></p> <p>d 支給決定済の給付に対して基本権取消を行い、支給された給付の回収を行わない場合や、新たに支給決定を行った際に既に支払済である定額の特別支給金が算出された場合は、給付の二重払いを避けること。</p> <p>この場合、基本権取消の登記後、出力された決議書の入力前に、本省業務課に連絡の上、関係書類を提出し、後続の処理は本省の指示によること。<u>併せて、給付統計データの補正を行うこと。</u></p> <p>また、基本権取消により発生した債権については以下のとおり対応すること。</p> <p>(II-4-93)</p> <p><u>・年金給付の場合</u></p> <p>①基本権取消により債権を発生させない場合、以下のとおり対応する。</p> <p>a)歳入外債権の場合</p> <p>債権確認書を登記した直後に、本省業務課に連絡し、回収額登記票の入力を依頼する。</p>	<p>WEB 訂正機能「(3)一時金氏名・住所情報訂正」により氏名・住所情報を登録すること。</p> <p>(II-4-88)</p> <p>17 処理情報 (900)</p> <p>(略)</p> <p><u>・訂正した結果、「実額（保険）」、「実額（特一時金）」、「実額（定額）」すべての一時金支払額が0円となるような訂正はできない。このような事案の場合は基本権取消事案となる。</u></p> <p>(II-4-93)</p> <p>(ホ)留意点</p> <p>a 基本権取消する給付以外にも同一被災者に対して給付を行っている場合は、基本権取消する給付以降に支給決定された給付の基本権について取り消される。</p> <p>例 傷病補償年金を受給していた者が、症状固定により転帰後、障害補償年金を受給、その後死亡により転帰し、遺族補償年金の支給に至った事例において、傷病補償年金の基本権取消を行った場合は、当該処理により、以後に支給決定された障害補償年金及び遺族補償年金の基本権も同時に取り消される。上記事例において、障害補償年金の基本権取消を行った場合は、遺族補償年金の基本権も取り消されるが、傷病補償年金は取り消されない。また、遺族補償年金の基本権取消を行った場合は、遺族補償年金のみが取り消され、傷病補償年金及び障害補償年金の基本権は取り消されない。</p> <p>ただし、葬祭料（葬祭給付）は取り消しにならないため、別途基本権取消を行うこと。</p> <p>b 年金を基本権取消する場合は、当該年金証書番号で管理している定額の特別支給金、前払一時金、失権差額一時金及び未支給金も合わせて取り消される。</p> <p>c 支給決定済の給付に対して基本権取消を行った場合、訂正決議書に「WN_00215」の警告メッセージが出力されるため、<u>必要に応じて本省業務課に連絡すること。</u></p> <p>d 支給決定済の給付に対して基本権取消を行い、支給された給付の回収を行わない場合や、新たに支給決定を行った際に既に支払済である定額の特別支給金が算出された場合は、給付の二重払いを避けること。</p> <p>この場合、基本権取消の登記後、出力された決議書の入力前に、本省業務課に連絡の上、関係書類を提出し、後続の処理は本省の指示によること。</p> <p>また、基本権取消により発生した債権については以下のとおり対応すること。</p> <p>①基本権取消により発生した債権については、以下のとおり対応する。</p> <p>a)歳入外債権の場合</p> <p>債権確認書を登記した直後に、本省業務課に連絡し、回収額登記票の入力を依頼する。</p>

改正後	改正前
<p>b)歳入金債権の場合 債権確認書を登記した後、本省業務課に連絡し、当該債権データを ADAMS に引き渡さないよう、依頼する。</p> <p>②本省業務課に連絡し、<u>本省業務課において年金として計上された回収額を全額削除する。</u></p> <p>③新規支給決定処理を行う。 なお、この際、<u>二重払を回避するため、定額の特別支給金の支払方法として「当地」を選択する。</u></p> <p>④支給決定処理完了後、本省業務課に連絡し、<u>本省業務課において実額情報訂正処理により定額の特別支給金を 0 円に訂正する。また、本省業務課において、計算上、重複となる支払い額を削除する。</u></p> <p>・一時金給付の場合</p> <p>①基本権取消により債権を発生させない場合、以下のとおり対応する。</p> <p>a)歳入外債権の場合 債権確認書を登記した直後に、本省業務課に連絡し、回収額登記票の入力を依頼する。</p> <p>b)歳入金債権の場合 債権確認書を登記した後、本省業務課に連絡し、当該債権データを ADAMS に引き渡さないよう、依頼する。</p> <p>②新規支給決定処理を行う。 なお、この際、<u>二重払を回避するため、支払方法として「当地」を選択する。</u></p> <p>③支給決定処理完了後、本省業務課に連絡し、<u>本省業務課において実額情報訂正処理により保険給付、特別一時金、定額の特別支給金を 0 円に訂正する。</u></p> <p>(II-4-96)</p> <p>(二) 留意点</p> <p>a ～ c (略)</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>d 一時金給付が本省払いであって追給が発生した場合（支払前訂正による増額訂正を含む）で、<u>一時金給付の漢字氏名、漢字住所の訂正が必要な事案については、先に氏名・住所訂正を行って</u> <u>から、実額入力を行う必要がある。</u> 当該訂正決議書には一律に『(WN_00214) 氏名、住所を訂正する場合には、本省に連絡してください』のメッセージが出力されるが、一時金給付の漢字氏名、漢字住所の訂正が必要な事案で、一時金氏名・住所情報の訂正（※）を行っていない場合に限り、本省（業務課）に連絡すること。氏名・住所情報の訂正が必要のない場合や、訂正済みの場合においては、上記メッセージが出力されても本省への連絡は不要である。</p>	<p>b)歳入金債権の場合 債権確認書を登記した後、本省業務課に連絡し、当該データを ADAMS に引き渡さないよう、依頼する。</p> <p>②本省業務課に連絡し、<u>行政裁量処理により年金として計上された回収額を全額削除する。</u></p> <p>③新規支給決定処理を行う。 なお、この際、支払方法として「当地」を選択する。</p> <p>④支給決定処理完了後、本省業務課に連絡し、<u>行政裁量にて取り消した年金の回収額と同額にて</u> <u>支払い額を削除する。</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(II-4-96)</p> <p>(二) 留意点</p> <p>a ～ c (略)</p> <p>d <u>訂正した結果、「実額（保険）」、「実額（特一時金）」、「実額（定額）」すべての一時金支払額が 0 円となるような訂正はできない。このような事案の場合は基本権取消事案（II-4-88 ページ～）となり、回収額の処理等が必要となるため、本省（業務課）あて連絡すること。</u></p> <p>e 一時金給付が本省払いで追給が発生した場合（支払前訂正を含む）、訂正決議書に『(WN_00214) 氏名、住所を訂正する場合には、本省に連絡してください』のメッセージが出力されるが、一時金給付（受任者払いを除く）の漢字氏名、漢字住所の訂正が必要な事案で、一時金氏名・住所情報の訂正（※）を行っていない場合に限り、本省（業務課）に連絡すること。氏名・住所情報の訂正が必要のない場合や、訂正済みの場合においては、上記メッセージが出力されても本省への連絡は不要である。</p>

改正後	改正前
<p>※ 一時金氏名・住所情報訂正については、WEB 訂正機能「(3)一時金氏名・住所情報訂正」を参照すること。</p> <p>e (略)</p> <p>(II-4-107)</p> <p style="text-align: center;">【 処 理 の 説 明 】</p> <p>一時金氏名・住所情報訂正処理は、OCR入力による訂正処理では訂正ができない一時金給付の「受給権者氏名」、「住所」、「都道府県コード」、「郵便番号」、「電話番号」に対して訂正を行う処理をいう。<u>(ただし、受任者払いの場合は、「受任者氏名」、「受任者住所」、「受任者都道府県コード」、「受任者郵便番号」も加えて訂正対象とする。)</u></p> <p><u>例えば、氏名・住所などの情報を誤って入力した一時金給付の場合、旧システムで支給決定され漢字氏名・住所等の情報が未登録の一時金給付の場合、一時金給付の権者払いなどの場合に、氏名・住所などの情報を訂正するために当機能を使用する。</u></p> <p>※当機能を利用した一時金給付の権者払いの入力方法・入力順については5.備考の(i)留意点で後述する。</p> <p>(II-4-109)</p> <p>(ハ) 留意点</p> <p>a 訂正対象は以下の一時金給付であること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害（補償）一時金 ・遺族（補償）一時金 ・遺族（補償）年金差額一時金 ・障害（補償）年金差額一時金 ・未支給金 ・葬祭料・葬祭給付 ・特別遺族一時金 ・特別遺族年金差額一時金 <p><u>ただし、受任者払いである場合に限り、以下の給付に対する受任者情報の訂正が可能である。</u></p> <p><u>※本人または請求人の情報は「住所氏名変更届」で対応可能であるため対象外。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>年金に付随する定額の特別支給金</u> ・<u>遺族（補償）年金前払一時金</u> ・<u>障害（補償）年金前払一時金</u> <p>b 訂正対象の一時金給付が支給決定していること。</p>	<p>※ 一時金氏名・住所情報訂正については、WEB 訂正機能「(3)一時金氏名・住所情報訂正」を参照すること。</p> <p>g (略)</p> <p>(II-4-107)</p> <p style="text-align: center;">【 処 理 の 説 明 】</p> <p>一時金氏名・住所情報訂正処理は、OCR入力による訂正処理では訂正ができない一時金給付の「受給権者氏名」、「住所」、「都道府県コード」、「郵便番号」、「電話番号」に対して訂正を行う処理をいう。</p> <p>氏名・住所などの情報を誤って入力した一時金給付の場合、旧システムで支給決定され漢字氏名・住所等の情報が未登録の一時金給付の場合、一時金給付の権者払いなどの場合に、氏名・住所などの情報を訂正するために当機能を使用する。</p> <p>※当機能を<u>絡めた</u>一時金給付の権者払いの入力方法・入力順については5.備考の(i)留意点で後述する。</p> <p>(II-4-109)</p> <p>(ハ) 留意点</p> <p>a 訂正対象は以下の一時金給付であること。<u>(※年金に付随する定額の特別支給金、及び前払一時金については、「住所氏名変更届」で対応可能なため対象外。)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害（補償）一時金 ・遺族（補償）一時金 ・遺族（補償）年金差額一時金 ・障害（補償）年金差額一時金 ・未支給金 ・葬祭料・葬祭給付 ・特別遺族一時金 ・特別遺族年金差額一時金 <p>b 訂正対象の一時金給付が支給決定していること。</p>

改正後	改正前																										
<p>c <u>訂正対象の一時金給付が外国払いでないこと。また、受任者払いの場合、支払方法が”1”『銀行振込』であること。</u></p> <p>(II-4-110)</p> <p>2 一時金氏名・住所情報訂正</p> <p>以下の入力画面より、訂正する氏名・住所などの情報を入力する。</p> <p><u>訂正情報を入力できる対象者は、訂正対象となる給付の委任・未支給の状態により異なるため、システムで判定を行った上で、委任・未支給に応じた次の対象者情報を表示する。</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">対象者</th> <th style="text-align: center;">受給権者</th> <th style="text-align: center;">受任者</th> <th style="text-align: center;">申請人・請求人</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>”0”『本人』</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">”1”『委任』</td> <td>年金に付随する定額の特別支給金 遺族（補償）前払一時金 障害（補償）前払一時金</td> <td></td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> <tr> <td>上記以外の給付</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> <tr> <td>”3”『未支給』</td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">”5”『未支給の委任』</td> <td>年金に付随する定額の特別支給金</td> <td></td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> <tr> <td>上記以外の給付</td> <td></td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> </tbody> </table> <p>○ … 表示される対象者情報</p>	対象者	受給権者	受任者	申請人・請求人	”0”『本人』	○			”1”『委任』	年金に付随する定額の特別支給金 遺族（補償）前払一時金 障害（補償）前払一時金		○	上記以外の給付	○	○	”3”『未支給』			○	”5”『未支給の委任』	年金に付随する定額の特別支給金		○	上記以外の給付		○	<p>c <u>訂正対象の一時金給付が受任者払いを除く本省払であること。</u></p> <p>(II-4-110)</p> <p>2 一時金氏名・住所情報訂正</p> <p>以下の入力画面より、訂正する氏名・住所などの情報を入力する。</p> <p><u>(新設)</u></p>
対象者	受給権者	受任者	申請人・請求人																								
”0”『本人』	○																										
”1”『委任』	年金に付随する定額の特別支給金 遺族（補償）前払一時金 障害（補償）前払一時金		○																								
	上記以外の給付	○	○																								
”3”『未支給』			○																								
”5”『未支給の委任』	年金に付随する定額の特別支給金		○																								
	上記以外の給付		○																								

改正後

改正前

(Ⅱ-4-110)

(Ⅱ-4-110)

(イ) 入力画面

(イ) 入力画面

a “0”『本人』の場合

改正後

改正前

(II-4-111)

b “1”『委任』の場合（ただし、年金に付随する定額の特別支給金、遺族(補償)年金前払一時金、障害(補償)年金前払一時金は除く。）

(新設)

労働基準行政システム
一時金氏名・住所情報訂正画面 平成25年 4月19日 9:22

データ受付番号(訂正番号) 20114513005390010000-00 管轄局署 1405:神奈川県横浜須賀野
被災者氏名 〇〇〇 〇〇〇 被災者生年月日 昭和43年 2月11日
請求書様式番号 1500:遺族補償一時金支給請求書 委任・未支給 1:委任
請求人氏名 シ/エ/ン 〇〇〇
支払年月日

受給権者情報

	訂正前情報	訂正後情報
受給権者氏名	請求 太郎	
都道府県コード	14:神奈川県	
郵便番号	1234567	
住所1	受給権者住所1-2345-67	
住所2つづき	受給権者住所2-3456-78	
住所3つづき	受給権者住所3-45	
電話番号		

受任者情報

	訂正前情報	訂正後情報
受任者氏名	委任 太郎	
受任者都道府県コード	01:北海道	
受任者郵便番号	9876543	
受任者住所1	受任者住所1-2345-678	
受任者住所2つづき	受任者住所2-3456-789	
受任者住所3つづき	受任者住所3-456	

送信 戻る 終了

改正後

改正前

(II-4-112)

年金に付随する定額の特別支給金、遺族(補償)年金前払一時金、障害(補償)年金前払一時金の場合

(新設)

労働基準行政システム
一時金氏名・住所情報訂正画面 平成25年 4月19日 9:24

データ受付番号 (訂正番号) 20114313007240010000-00 管轄局署 1405:神奈川県横浜労働局
被災者氏名 〇〇村 〇〇〇 被災者生年月日 昭和43年 2月15日
請求書様式番号 1000:障害補償給付支給請求書 委任・未支給 1:委任
請求人氏名 〇〇村 〇〇〇
支払年月日

受任者情報

	訂正前情報	訂正後情報
受任者氏名	受任 太郎	
受任者都道府県コード	01:北海道	
受任者郵便番号	9076543	
受任者住所1	受任者住所1-2345-678	
受任者住所2つづき	受任者住所2-3456-789	
受任者住所3つづき	受任者住所3-456	

送信

戻る 終了

改正後

改正前

(II-4-113)

c. "3"『未支給』の場合

(新設)

一時金氏名・住所情報訂正画面 平成25年 4月19日 9:23

データ受付番号(訂正番号) 20114513005420010000-00 管轄局番号 1405:神奈川県横浜須賀野

被災者氏名 〇〇〇 〇〇〇 被災者生年月日 昭和43年 2月12日

請求書様式番号 1500:遺族補償一時金支給請求書 委任・未支給 3:未支給

請求人氏名 〇〇〇 〇〇〇

支払年月日

申請人・請求人情報

	訂正前情報	訂正後情報
申請人・請求人氏名	申請 太郎	
都道府県コード	14:神奈川県	
郵便番号	1234567	
住所1	請求人住所1-2345-678	
住所2つづき	請求人住所2-3456-789	
住所3つづき	請求人住所3-456	
電話番号		

送信 戻る 終了

改正後

改正前

(II-4-114)

d "5"『未支給の委任』の場合（ただし、年金に付随する定額の特別支給金は除く。）

(新設)


労働基準行政システム
一時金氏名・住所情報訂正画面 平成25年 4月19日 9:23

データ受付番号(訂正番号) 20114513005550010000-00 管轄局署 1405:神奈川県横浜須賀暮
被災者氏名 0991 907 被災者生年月日 昭和48年 2月18日
請求書様式番号 1500:遺族補償一時金支給請求書 委任・未支給 5:未支給の委任
請求人氏名 シエノ 907
支払年月日

申請人・請求人情報		訂正前情報	訂正後情報
申請人・請求人氏名	申請 太郎		
都道府県コード	14:神奈川県		
郵便番号	1234567		
住所1	請求人住所1-2345-678		
住所2つづき	請求人住所2-3456-789		
住所3つづき	請求人住所3-456		
電話番号			

受任者情報		訂正前情報	訂正後情報
受任者氏名	受任 太郎		
受任者都道府県コード	01:北海道		
受任者郵便番号	9876543		
受任者住所1	受任者住所1-2345-678		
受任者住所2つづき	受任者住所2-3456-789		
受任者住所3つづき	受任者住所3-456		

送信 戻る 終了


改正後	改正前
<p>(II-4-115)</p> <p>年金に付随する定額の特別支給金の場合</p> 	<p>(新設)</p>

改正後			改正前		
(II-4-116)			(II-4-111)		
(㊦) 出力項目			(㊦) 出力項目		
番号	出力項目名	内容	番号	出力項目名	内容
1	(略)		1	(略)	
5			5		
6	(略)		6	(略)	
7	<u>委任・未支給</u>	<u>訂正対象の一時金給付の委任・未支給コードを「委任・未支給コード：コード値内容」の形式で出力する。</u> <u>ただし、本人払いの場合は「0:本人」と出力する。</u>		<u>(新設)</u>	
8	支払年月日	訂正対象の一時金給付が支払われた日付を出力する。 ※一時金が支払前の場合は、空白で出力される。	7	支払年月日	訂正対象の一時金給付が支払われた日付を出力する。 ※一時金が支払前の場合は、空白で出力される。
9	受給権者氏名 (訂正前)	訂正対象の一時金給付の受給権者氏名を出力する。	8	受給権者氏名 (訂正前)	訂正対象の一時金給付の受給権者氏名を出力する。
10	都道府県コード (訂正前)	訂正対象の一時金給付の都道府県コードを「都道府県コード：都道府県名」の形式で出力する。	9	都道府県コード (訂正前)	訂正対象の一時金給付の都道府県コードを「都道府県コード：都道府県名」の形式で出力する。
11	郵便番号 (訂正前)	訂正対象の一時金給付の郵便番号を出力する。	10	郵便番号 (訂正前)	訂正対象の一時金給付の郵便番号を出力する。
12	住所1 (訂正前)	訂正対象の一時金給付の漢字住所を先頭から15文字切り出して出力する。	11	住所1 (訂正前)	訂正対象の一時金給付の漢字住所を1～15文字切り出して出力する。
13	住所2つづき (訂正前)	訂正対象の一時金給付の漢字住所を先頭から数えて16～30文字目を切り出して出力する。	12	住所2つづき (訂正前)	訂正対象の一時金給付の漢字住所を16～30文字切り出して出力する。
14	住所3つづき (訂正前)	訂正対象の一時金給付の漢字住所を先頭から数えて31～40文字目を切り出して出力する。	13	住所3つづき (訂正前)	訂正対象の一時金給付の漢字住所を31～40文字切り出して出力する。
15	電話番号 (訂正前)	訂正対象の一時金給付の電話番号を出力する。	14	電話番号 (訂正前)	訂正対象の一時金給付の電話番号を出力する。
<u>以下の項目 (項番16～項番21) は訂正対象の一時金給付が受任者払いである場合に表示される。</u>			<u>(新設)</u>		
16	<u>受任者氏名 (訂正前)</u>	<u>訂正対象の一時金給付の受任者氏名を出力する。</u>			
17	<u>受任者都道府県コード (訂正前)</u>	<u>訂正対象の一時金給付の受任者都道府県コードを「都道府県コード：都道府県名」の形式で出力する。</u>			
18	<u>受任者郵便番号 (訂正前)</u>	<u>訂正対象の一時金給付の受任者郵便番号を出力する。</u>			
19	<u>受任者住所1 (訂正前)</u>	<u>訂正対象の一時金給付の受任者住所を先頭から15文字切り出して出力する。</u>			
20	<u>受任者住所2つづき (訂正前)</u>	<u>訂正対象の一時金給付の受任者住所を先頭から数えて16～30文字目を切り出して出力する。</u>			
21	<u>受任者住所3つづき (訂正前)</u>	<u>訂正対象の一時金給付の受任者住所を先頭から数えて31～40文字目を切り出して出力する。</u>			

改正後	改正前																																																																																										
<p>(II-4-117)</p> <p>(ハ) 入力項目</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:5%;">番号</th> <th style="width:75%;">入力項目</th> <th style="width:20%;">必須・任意</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>5</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>9</td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">以下の項目（項番 10～項番 15）は訂正対象の一時金給付が受任者払いである場合のみ表示される。</td> </tr> <tr> <td>10</td> <td>受任者氏名（訂正後）</td> <td style="text-align: center;">△</td> </tr> <tr> <td>11</td> <td>受任者都道府県コード（訂正後）</td> <td style="text-align: center;">△</td> </tr> <tr> <td>12</td> <td>受任者郵便番号（訂正後）</td> <td style="text-align: center;">△</td> </tr> <tr> <td>13</td> <td>受任者住所 1（訂正後）</td> <td style="text-align: center;">△</td> </tr> <tr> <td>14</td> <td>受任者住所 2 つづき（訂正後）</td> <td style="text-align: center;">△</td> </tr> <tr> <td>15</td> <td>受任者住所 3 つづき（訂正後）</td> <td style="text-align: center;">△</td> </tr> </tbody> </table> <p>●…必須入力項目 △…任意入力項目</p> <p>※ 1・・・電話番号 7～9 は複合必須項目。</p> <p>(II-4-117～118)</p> <p>(ニ) 入力要領</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:5%;">番号</th> <th style="width:40%;">入力項目</th> <th style="width:55%;">入力要領</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>5</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>9</td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">以下の項目（項番 10～項番 15）は訂正対象の一時金給付が受任者払いである場合のみ表示される。</td> </tr> <tr> <td>10</td> <td>受任者氏名（訂正後）</td> <td>訂正後受任者氏名を入力する。</td> </tr> <tr> <td>11</td> <td>受任者都道府県コード（訂正後）</td> <td>訂正後受任者都道府県コードを入力する。</td> </tr> <tr> <td>12</td> <td>受任者郵便番号（訂正後）</td> <td>訂正後受任者郵便番号を入力する。</td> </tr> <tr> <td>13</td> <td>受任者住所 1（訂正後）</td> <td>訂正後受任者住所（全角 15 文字まで）を入力する。</td> </tr> <tr> <td>14</td> <td>受任者住所 2 つづき（訂正後）</td> <td>訂正後受任者住所（全角 15 文字まで）を入力する。</td> </tr> <tr> <td>15</td> <td>受任者住所 3 つづき（訂正後）</td> <td>訂正後受任者住所（全角 10 文字まで）を入力する。</td> </tr> </tbody> </table>	番号	入力項目	必須・任意	1	(略)		5			9	(略)		以下の項目（項番 10～項番 15）は訂正対象の一時金給付が受任者払いである場合のみ表示される。			10	受任者氏名（訂正後）	△	11	受任者都道府県コード（訂正後）	△	12	受任者郵便番号（訂正後）	△	13	受任者住所 1（訂正後）	△	14	受任者住所 2 つづき（訂正後）	△	15	受任者住所 3 つづき（訂正後）	△	番号	入力項目	入力要領	1	(略)		5			9	(略)		以下の項目（項番 10～項番 15）は訂正対象の一時金給付が受任者払いである場合のみ表示される。			10	受任者氏名（訂正後）	訂正後受任者氏名を入力する。	11	受任者都道府県コード（訂正後）	訂正後受任者都道府県コードを入力する。	12	受任者郵便番号（訂正後）	訂正後受任者郵便番号を入力する。	13	受任者住所 1（訂正後）	訂正後受任者住所（全角 15 文字まで）を入力する。	14	受任者住所 2 つづき（訂正後）	訂正後受任者住所（全角 15 文字まで）を入力する。	15	受任者住所 3 つづき（訂正後）	訂正後受任者住所（全角 10 文字まで）を入力する。	<p>(II-4-111)</p> <p>(ハ) 入力項目</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:5%;">番号</th> <th style="width:75%;">入力項目</th> <th style="width:20%;">必須・任意</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>5</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>9</td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p><u>(新設)</u></p> <p>●…必須入力項目 △…任意入力項目</p> <p>※ 1・・・電話番号 7～9 は複合必須項目。</p> <p>(II-4-112)</p> <p>(ニ) 入力要領</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:5%;">番号</th> <th style="width:40%;">入力項目</th> <th style="width:55%;">入力要領</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>5</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>9</td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p><u>(新設)</u></p>	番号	入力項目	必須・任意	1	(略)		5			9	(略)		番号	入力項目	入力要領	1	(略)		5			9	(略)	
番号	入力項目	必須・任意																																																																																									
1	(略)																																																																																										
5																																																																																											
9	(略)																																																																																										
以下の項目（項番 10～項番 15）は訂正対象の一時金給付が受任者払いである場合のみ表示される。																																																																																											
10	受任者氏名（訂正後）	△																																																																																									
11	受任者都道府県コード（訂正後）	△																																																																																									
12	受任者郵便番号（訂正後）	△																																																																																									
13	受任者住所 1（訂正後）	△																																																																																									
14	受任者住所 2 つづき（訂正後）	△																																																																																									
15	受任者住所 3 つづき（訂正後）	△																																																																																									
番号	入力項目	入力要領																																																																																									
1	(略)																																																																																										
5																																																																																											
9	(略)																																																																																										
以下の項目（項番 10～項番 15）は訂正対象の一時金給付が受任者払いである場合のみ表示される。																																																																																											
10	受任者氏名（訂正後）	訂正後受任者氏名を入力する。																																																																																									
11	受任者都道府県コード（訂正後）	訂正後受任者都道府県コードを入力する。																																																																																									
12	受任者郵便番号（訂正後）	訂正後受任者郵便番号を入力する。																																																																																									
13	受任者住所 1（訂正後）	訂正後受任者住所（全角 15 文字まで）を入力する。																																																																																									
14	受任者住所 2 つづき（訂正後）	訂正後受任者住所（全角 15 文字まで）を入力する。																																																																																									
15	受任者住所 3 つづき（訂正後）	訂正後受任者住所（全角 10 文字まで）を入力する。																																																																																									
番号	入力項目	必須・任意																																																																																									
1	(略)																																																																																										
5																																																																																											
9	(略)																																																																																										
番号	入力項目	入力要領																																																																																									
1	(略)																																																																																										
5																																																																																											
9	(略)																																																																																										

改正後	改正前
<p>(II-4-118)</p> <p>(ハ) 留意点</p> <p>a (略)</p> <p>b 都道府県コード(訂正後)と郵便番号(訂正後)の整合がとれていない場合は「WN_00218」の警告メッセージを出力する。</p> <p><u>c 受任者都道府県コード(訂正後)と受任者郵便番号(訂正後)の整合がとれていない場合も「WN_00218」の警告メッセージを出力する。</u></p> <p>d 住所1～3について、住所1～3でそれぞれ最大文字数未満で値を入力するとシステムで最大文字数分スペースを補完して登録するので、注意して入力すること。(※住所2に入力した住所は必ず16文字目から、住所3に入力した住所は必ず31文字目から始まる。)</p> <p>e 訂正前の氏名・住所情報は、一時金氏名・住所情報訂正画面に遷移した時点の情報を表示する。従って、一時金氏名・住所情報訂正確認画面から戻った時に既に別処理で訂正が行われていた場合は、別処理で訂正された内容が訂正前情報に表示されるので注意すること。</p> <p>f 電話番号は一時金支給決定時にはシステムへ登録できないが、当機能においてはシステムへの登録が可能であり、登録した電話番号は一時金概要検索(メニュー番号:31)にて閲覧できる。また、登録した電話番号を削除したい場合は、市外局番に半角「*」を1文字入力して送信ボタンを押下すること。</p>	<p>(II-4-112)</p> <p>(ハ) 留意点</p> <p>a (略)</p> <p>b 都道府県コード(訂正後)と郵便番号(訂正後)の整合がとれていない場合は「WN_00203」の警告メッセージを出力する。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>c 住所1～3について、住所1～3でそれぞれ最大文字数未満で値を入力するとシステムで最大文字数分スペースを補完して登録するので、注意して入力すること。(※住所2に入力した住所は必ず16文字目から、住所3に入力した住所は必ず31文字目から始まる。)</p> <p>d 訂正前の氏名・住所情報は、一時金氏名・住所情報訂正画面に遷移した時点の情報を表示する。従って、一時金氏名・住所情報訂正確認画面から戻った時に既に別処理で訂正が行われていた場合は、別処理で訂正された内容が訂正前情報に表示されるので注意すること。</p> <p>e 電話番号は一時金支給決定時にはシステムへ登録できないが、当機能においてはシステムへの登録が可能であり、登録した電話番号は一時金概要検索(メニュー番号:31)にて閲覧できる。また、登録した電話番号を削除したい場合は、市外局番に半角「*」を1文字入力して送信ボタンを押下すること。</p>

改正後	改正前
<p>(II-4-119)</p> <p>3 一時金氏名・住所情報訂正確認</p> <p>以下の確認画面で、訂正後の氏名・住所情報に誤入力がないかの最終確認を行い、訂正処理を実行する。</p> <p>(イ) 確認画面</p> <p>a “0”『本人』の場合</p> 	<p>(II-4-113)</p> <p>3 一時金氏名・住所情報訂正確認</p> <p>以下の確認画面で、訂正後の氏名・住所情報に誤入力がないかの最終確認を行い、訂正処理を実行する。</p> <p>(イ) 確認画面</p> 

改正後	改正前
<p>(II-4-120)</p> <p>b "1"『委任』の場合（ただし、年金に付随する定額の特別支給金、遺族(補償)年金前払一時金、障害(補償)年金前払一時金は除く。）</p> 	<p>(新設)</p>

改正後

改正前

(II-4-121)

年金に付随する定額の特別支給金、遺族(補償)年金前払一時金、障害(補償)年金前払一時金の場合

(新設)

労働基準行政システム
一時金氏名・住所情報訂正確認画面 平成25年 4月19日 10:49

(IN_00011) この内容で更新する場合は、「更新」ボタンを押下してください。

データ受付番号(訂正番号)	20114313007240010000-00	管轄局署	1405:神奈川県横浜須賀臺
被災者氏名	のり子 さゆ	被災者生年月日	昭和43年 2月15日
請求書様式番号	1000:障害補償給付支給請求書	委任・未支給	1:委任
請求人氏名	シエノ さゆ		
支払年月日			

受任者情報		訂正前情報	訂正後情報
受任者氏名	受任 太郎	訂正後 受任者氏名	
受任者都道府県コード	01:北海道	訂正後 受任者氏名	13:東京都
受任者郵便番号	9876543	訂正後 受任者氏名	1650003
受任者住所1	受任者住所1-2345-678	訂正後 受任者住所1-2-3-4	
受任者住所2つづき	受任者住所2-3456-789	マンション123-405号室	
受任者住所3つづき	受任者住所3-456		

更新

戻る 終了

改正後

改正前

(II-4-122)

c “3”『未支給』の場合

(新設)

一時金氏名・住所情報訂正確認画面 (SC_NLJTSO_01) - Windows Internet Explorer

労働基準行政システム

一時金氏名・住所情報訂正確認画面 平成25年 4月19日 10:39

(IN_00011) この内容で更新する場合は、「更新」ボタンを押下してください。

データ受付番号 (訂正番号)	20114513005420010000-00	管轄局署	1405:神奈川県横浜須賀野署
被災者氏名	ロウジイ 知ウ	被災者生年月日	昭和43年 2月12日
請求書様式番号	1500:遺族補償一時金支給請求書	委任・未支給	3:未支給
請求人氏名	シメイ 知ウ		
支払年月日			

申請人・請求人情報		訂正前情報	訂正後情報
申請人・請求人氏名	申請 太郎	申請 太郎	申請 太郎
都道府県コード	14:神奈川県	14:神奈川県	14:神奈川県
郵便番号	1234567	2480014	2480014
住所1	請求人住所1-2-3-4-5-6-7-8	請求人住所1-2-3	請求人訂正後住所1-2-3
住所2つづき	請求人住所2-3-4-5-6-7-8-9	ABCマンション 101号室	ABCマンション 101号室
住所3つづき	請求人住所3-4-5-6		
電話番号			

更新

戻る 終了

改正後

改正前

(II-4-123)

d "5"『未支給の委任』の場合（ただし、年金に付随する定額の特別支給金は除く。）

(新設)

一時金氏名・住所情報訂正確認画面 平成25年 4月19日 10:41


(IN_00011) この内容で更新する場合は、「更新」ボタンを押下してください。

データ受付番号(訂正番号)	20114513005550010000-00	管轄局署	1405:神奈川県横浜須賀暮
被災者氏名	サエノ 太郎	被災者生年月日	昭和43年 2月13日
請求書様式番号	1500:遺族補償一時金支給請求書	委任・未支給	5:未支給の委任
請求人氏名	サエノ 太郎		
支払年月日			

申請人・請求人情報		訂正前情報	訂正後情報
申請人・請求人氏名	申請 太郎		訂正後 氏名
都道府県コード	14:神奈川県		13:東京都
郵便番号	1234567		1830001
住所1	請求人住所1-2345-678		請求人住所1-2345-678
住所2つづき	請求人住所2-3456-789		請求人住所2-3456-789
住所3つづき	請求人住所3-456		請求人住所3-456
電話番号			123-456-7890

受任者情報		訂正前情報	訂正後情報
受任者氏名	受任 太郎		受任 太郎
受任者都道府県コード	01:北海道		01:北海道
受任者郵便番号	9876543		0005023
受任者住所1	受任者住所1-2345-678		訂正後受任者住所1-2-2
受任者住所2つづき	受任者住所2-3456-789		
受任者住所3つづき	受任者住所3-456		

更新 戻る 終了

改正後	改正前
<p>(II-4-124)</p> <p>年金に付随する定額の特別支給金の場合</p> 	<p>(新設)</p>

改正後			改正前		
(Ⅱ-4-125~126)			(Ⅱ-4-114)		
(Ⅱ) 出力項目			(Ⅱ) 出力項目		
番号	出力項目名	内容	番号	出力項目名	内容
1	(略)		1	(略)	
5			5		
6	(略)		6	(略)	
7	委任・未支給	訂正対象の一時金給付の委任・未支給コードを「委任・未支給コード：コード値内容」の形式で出力する。 ただし、本人払いの場合は「0:本人」と出力する。		(新設)	
8	支払年月日	訂正対象の一時金給付が支払われた日付を出力する。 ※一時金が支払前の場合は、空白で出力される。	7	支払年月日	訂正対象の一時金給付が支払われた日付を出力する。 ※一時金が支払前の場合は、空白で出力される。
9	受給権者氏名（訂正前）	訂正対象の一時金給付の受給権者氏名を出力する。	8	受給権者氏名（訂正前）	訂正対象の一時金給付の受給権者氏名を出力する。
10	都道府県コード（訂正前）	訂正対象の一時金給付の都道府県コードを「都道府県コード：都道府県名」の形式で出力する。	9	都道府県コード（訂正前）	訂正対象の一時金給付の都道府県コードを「都道府県コード：都道府県名」の形式で出力する。
11	郵便番号（訂正前）	訂正対象の一時金給付の郵便番号を出力する。	10	郵便番号（訂正前）	訂正対象の一時金給付の郵便番号を出力する。
12	住所1（訂正前）	訂正対象の一時金給付の漢字住所を先頭から1～15文字切り出して出力する。	11	住所1（訂正前）	訂正対象の一時金給付の漢字住所を1～15文字切り出して出力する。
13	住所2つづき（訂正前）	訂正対象の一時金給付の漢字住所を先頭から数えて16～30文字目を切り出して出力する。	12	住所2つづき（訂正前）	訂正対象の一時金給付の漢字住所を16～30文字切り出して出力する。
14	住所3つづき（訂正前）	訂正対象の一時金給付の漢字住所を先頭から数えて31～40文字目を切り出して出力する。	13	住所3つづき（訂正前）	訂正対象の一時金給付の漢字住所を31～40文字切り出して出力する。
15	電話番号（訂正前）	訂正対象の一時金給付の電話番号を出力する。	14	電話番号（訂正前）	訂正対象の一時金給付の電話番号を出力する。
16	受給権者氏名（訂正後）	一時金氏名・住所情報訂正画面で入力した受給権者氏名を出力する。	15	受給権者氏名（訂正後）	一時金氏名・住所情報訂正画面で入力した受給権者氏名を出力する。
17	都道府県コード（訂正後）	一時金氏名・住所情報訂正画面で入力した都道府県コードを「都道府県コード：都道府県名」の形式で出力する。	16	都道府県コード（訂正後）	一時金氏名・住所情報訂正画面で入力した都道府県コードを「都道府県コード：都道府県名」の形式で出力する。
18	郵便番号（訂正後）	一時金氏名・住所情報訂正画面で入力した郵便番号を出力する。	17	郵便番号（訂正後）	一時金氏名・住所情報訂正画面で入力した郵便番号を出力する。
19	住所1（訂正後）	一時金氏名・住所情報訂正画面で入力した住所1を出力する。	18	住所1（訂正後）	一時金氏名・住所情報訂正画面で入力した住所1を出力する。
20	住所2つづき（訂正後）	一時金氏名・住所情報訂正画面で入力した住所2つづきを出力する。	19	住所2つづき（訂正後）	一時金氏名・住所情報訂正画面で入力した住所2つづきを出力する。
21	住所3つづき（訂正後）	一時金氏名・住所情報訂正画面で入力した住所3つづきを出力する。	20	住所3つづき（訂正後）	一時金氏名・住所情報訂正画面で入力した住所3つづきを出力する。
22	電話番号（訂正後）	一時金氏名・住所情報訂正画面で入力した電話番号を出力する。	21	電話番号（訂正後）	一時金氏名・住所情報訂正画面で入力した電話番号を出力する。

改正後			改正前
以下の項目（項番 23～項番 34）は訂正対象の一時金給付が受任者払いである場合に表示される。			(新設)
23	受任者氏名（訂正前）	訂正対象の一時金給付の受任者氏名を出力する。	
24	受任者都道府県コード（訂正前）	訂正対象の一時金給付の受任者都道府県コードを「都道府県コード：都道府県名」の形式で出力する。	
25	受任者郵便番号（訂正前）	訂正対象の一時金給付の受任者郵便番号を出力する。	
26	受任者住所 1（訂正前）	訂正対象の一時金給付の受任者住所を先頭から 15 文字切り出して出力する。	
27	受任者住所 2 つづき（訂正前）	訂正対象の一時金給付の受任者住所を先頭から数えて 16～30 文字目を切り出して出力する。	
28	受任者住所 3 つづき（訂正前）	訂正対象の一時金給付の受任者住所を先頭から数えて 31～40 文字目を切り出して出力する。	
29	受任者氏名（訂正後）	一時金氏名・住所情報訂正画面で入力した受任者氏名を出力する。	
30	受任者都道府県コード（訂正後）	一時金氏名・住所情報訂正画面で入力した受任者都道府県コードを「都道府県コード：都道府県名」の形式で出力する。	
31	受任者郵便番号（訂正後）	一時金氏名・住所情報訂正画面で入力した受任者郵便番号を出力する。	
32	受任者住所 1（訂正後）	一時金氏名・住所情報訂正画面で入力した受任者住所 1 を出力する。	
33	受任者住所 2 つづき（訂正後）	一時金氏名・住所情報訂正画面で入力した受任者住所 2 つづきを出力する。	
34	受任者住所 3 つづき（訂正後）	一時金氏名・住所情報訂正画面で入力した受任者住所 3 つづきを出力する。	

(傍線部分は改正箇所、() は掲載ページ)

改正後						改正前					
(IV-6-1)						(IV-6-1)					
No.	リスト名 (掲載ページ)	内 容	出力時期	出力先	配信方法	No.	リスト名 (掲載ページ)	内 容	出力時期	出力先	配信方法
(1)	(略)					(1)	(略)				
5						5					
(9)	(略)					(9)	(略)				
<u>(10)</u>	<u>住民票コード確認 リスト(署用)</u> (IV-6-22 ページ)	<u>障害(補償)年金受給者の住 民票コード、氏名、住所等を出 力する。</u>	<u>随時</u>	<u>署</u>	<u>コマンド配信</u>		<u>(新設)</u>				
<u>(11)</u>	<u>労災就学援護費未 支給者リスト</u> (IV-6-24 ページ)	<u>援護費の支給対象となっ ていない7歳～22歳の年 金資格者及び援護費資格者 を出力する。</u>	<u>年3回(6月、 10月及び2月 支払期処理後)</u>	<u>署</u>	<u>コマンド配信</u>		<u>(新設)</u>				

改正後	改正前																																				
<p>(IV-6-22~23)</p> <p>(10) 住民票コード確認リスト (署用)</p> <p>イ 様式</p> <div data-bbox="198 436 1409 1291" style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p style="text-align: center;">** 住民票コード確認リスト **</p> <p style="text-align: right;">1ページ</p> <p>02局 01署 平成26年 6月 2日</p> <p style="text-align: center;">< 住民票コードあり コード新規・変更入力分 ></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>番号</th> <th>年金証書番号</th> <th>生年月日</th> <th>氏名</th> <th>電話番号</th> <th>状態</th> <th>住民票コード</th> <th>新規・変更</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>023105081</td> <td>昭和22年 3月15日</td> <td>村あ あ理</td> <td>0670-92-6000</td> <td></td> <td>72222222227</td> <td>*</td> </tr> <tr> <td></td> <td>038-1332</td> <td>青森県</td> <td>青森市あつみあつみ</td> <td></td> <td></td> <td>あつみあつみ</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> </div> <p>ロ 出力項目の説明</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">項 目</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ページ</td> <td>1からの連番を印字する。</td> </tr> <tr> <td>処理年月日</td> <td>住民票コード確認リスト(署用)を出力した日付を印字する。</td> </tr> <tr> <td>管轄局</td> <td>管轄局番号を印字する。</td> </tr> <tr> <td>管轄署</td> <td>管轄署番号を印字する。</td> </tr> <tr> <td>サブタイトル</td> <td> 前回リスト出力時と比較した受給者の差分情報に応じて以下①～④のいずれかの文言を印字する。 ① 住民票コードあり コード新規・変更入力分 ・住民票コードが新規登録された受給者 ・住民票コードが変更登録された受給者 ② 住民票コードなし コード変更入力分 </td> </tr> </tbody> </table>	番号	年金証書番号	生年月日	氏名	電話番号	状態	住民票コード	新規・変更	1	023105081	昭和22年 3月15日	村あ あ理	0670-92-6000		72222222227	*		038-1332	青森県	青森市あつみあつみ			あつみあつみ		項 目	内 容	ページ	1からの連番を印字する。	処理年月日	住民票コード確認リスト(署用)を出力した日付を印字する。	管轄局	管轄局番号を印字する。	管轄署	管轄署番号を印字する。	サブタイトル	前回リスト出力時と比較した受給者の差分情報に応じて以下①～④のいずれかの文言を印字する。 ① 住民票コードあり コード新規・変更入力分 ・住民票コードが新規登録された受給者 ・住民票コードが変更登録された受給者 ② 住民票コードなし コード変更入力分	<p>(新設)</p>
番号	年金証書番号	生年月日	氏名	電話番号	状態	住民票コード	新規・変更																														
1	023105081	昭和22年 3月15日	村あ あ理	0670-92-6000		72222222227	*																														
	038-1332	青森県	青森市あつみあつみ			あつみあつみ																															
項 目	内 容																																				
ページ	1からの連番を印字する。																																				
処理年月日	住民票コード確認リスト(署用)を出力した日付を印字する。																																				
管轄局	管轄局番号を印字する。																																				
管轄署	管轄署番号を印字する。																																				
サブタイトル	前回リスト出力時と比較した受給者の差分情報に応じて以下①～④のいずれかの文言を印字する。 ① 住民票コードあり コード新規・変更入力分 ・住民票コードが新規登録された受給者 ・住民票コードが変更登録された受給者 ② 住民票コードなし コード変更入力分																																				

改正後		改正前
	<ul style="list-style-type: none"> ・住民票コードの取消のみが行われた受給者 ③ 住民票コードなし <ul style="list-style-type: none"> ・住民票コードが未登録の受給者 ④ 住民票コードあり コード既入力分 <ul style="list-style-type: none"> ・前回のリスト出力時から、住民票コードに変更のない受給者 	
番号	サブタイトル毎に 1 からの連番を印字する。	
年金証書番号	年金証書番号 (9 桁) を印字する。	
生年月日	受給権者生年月日を印字する。	
氏名	受給権者の漢字氏名を印字する。外国払いの場合は英字氏名を印字する。	
電話番号	電話番号を印字する。ただし、外国払いの場合は印字しない。	
状態	差止中の場合、「差止中」を印字する。 差止中でない場合は印字しない。	
住民票コード	システムに登録されている住民票コードを印字する。 ただし、未登録の場合は印字しない。	
新規変更マーク	サブタイトルが以下に該当する場合、「*」を印字する。 <ul style="list-style-type: none"> ・住民票コードあり コード新規・変更入力分 ・住民票コードなし コード変更入力分 	
住所	外国払い以外の場合、郵便番号、都道府県名、受給者住所（漢字）を印字する。外国払いの場合、外国名、受給者住所（外国）を印字する。	
<p>ハ 事務処理</p> <p><u>障害（補償）年金受給者（転帰済み受給者除く）の住民票コード登録状況を一覧的に確認する。</u></p>		

改正後	改正前																																																																																																																																												
<p>(IV-6-24~25)</p> <p>(11) 労災就学援護費未支給者リスト</p> <p>イ 様式</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: center;">労災就学援護費未支給者リスト</p> <p style="text-align: right;">平成26年 7月 1日 1 ページ</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; font-size: small;"> <thead> <tr> <th>13 局 01 署</th> <th>年金証書番号</th> <th>受給者 枝番</th> <th>受給権者氏名</th> <th>資格者 枝番</th> <th>資格者氏名</th> <th>資格者生年月日</th> <th>予定支給区分</th> <th>予定 学年区分</th> <th>給付基礎日額 チェック</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td></td><td>133140001</td><td></td><td>障害 本人</td><td>00</td><td>シゲタ イホコ</td><td>H 4. 4. 2</td><td>大学等</td><td>4</td><td></td></tr> <tr><td></td><td>133140004</td><td></td><td>障害 本人</td><td>00</td><td>シゲタ イホコ</td><td>H 4. 4. 5</td><td>大学等</td><td>4</td><td></td></tr> <tr><td></td><td>133140005</td><td></td><td>障害 本人</td><td>30</td><td>シゲタ イホコ</td><td>H 4. 4. 4</td><td>大学等</td><td>4</td><td></td></tr> <tr><td></td><td>135140001</td><td>02</td><td>遺族 妻</td><td>11</td><td>イゲタ コイ</td><td>H11. 4. 2</td><td>中学校</td><td>3</td><td>*</td></tr> <tr><td></td><td>135140002</td><td>02</td><td>遺族 妻</td><td>13</td><td>イゲタ コイ</td><td>H13. 4. 2</td><td>中学校</td><td>1</td><td>*</td></tr> <tr><td></td><td>135140004</td><td>02</td><td>遺族 妻</td><td>11</td><td>イゲタ コイ</td><td>H 7. 4. 2</td><td>大学等</td><td>1</td><td></td></tr> <tr><td></td><td>135140006</td><td>31</td><td>遺族 孫一</td><td>32</td><td>イゲタ マコ</td><td>H16. 4. 2</td><td>小学校</td><td>4</td><td></td></tr> <tr><td></td><td>135140007</td><td>31</td><td>遺族 孫一</td><td>32</td><td>イゲタ マコ</td><td>H19. 4. 2</td><td>小学校</td><td>1</td><td></td></tr> <tr><td></td><td>135140011</td><td>12 *</td><td>遺族 子二</td><td>12</td><td>イゲタ コ</td><td>H11. 4. 4</td><td>中学校</td><td>3</td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td>13</td><td>イゲタ コイ</td><td>H11. 4. 4</td><td>中学校</td><td>3</td><td></td></tr> <tr><td></td><td>135140013</td><td>02</td><td>遺族 妻</td><td>11</td><td>イゲタ コイ</td><td>H 7. 4. 4</td><td>大学等</td><td>1</td><td></td></tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right; margin-top: 10px;">計 11 件</p> <p style="font-size: x-small; margin-top: 10px;">※受給権者枝番欄の「*」表示は権者払いであることを意味する。 給付基礎日額チェック欄の「*」表示は16,001円以上であることを意味する。</p> </div> <p>ロ 出力項目の説明</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:15%;">項 目</th> <th style="width:85%;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>管轄局署</td> <td>管轄局署コードを印字する。</td> </tr> <tr> <td>処理年月日</td> <td>労災就学援護費未支給者リストを出力した日付を印字する。</td> </tr> <tr> <td>ページ</td> <td>1 からの連番を印字する。</td> </tr> <tr> <td>年金証書番号</td> <td>年金証書番号、枝番号毎の 1 件目のみ、受給権者の年金証書番号を印字する。</td> </tr> <tr> <td>受給者枝番</td> <td>年金証書番号、枝番号毎の 1 件目のみ、受給権者の枝番号を印字する。権者払いの場合は、右側に「*」を印字する。</td> </tr> <tr> <td>受給権者氏名</td> <td>年金証書番号、枝番号毎の 1 件目のみ、受給権者氏名を印字する。</td> </tr> <tr> <td>資格者枝番</td> <td>年金資格者枝番号、または援護費資格者枝番号を印字する。</td> </tr> <tr> <td>資格者氏名</td> <td>年金資格者氏名、または援護費資格者氏名を印字する。</td> </tr> <tr> <td>資格者生年月日</td> <td>年金資格者生年月日、または援護費資格者生年月日を印字する。</td> </tr> </tbody> </table>	13 局 01 署	年金証書番号	受給者 枝番	受給権者氏名	資格者 枝番	資格者氏名	資格者生年月日	予定支給区分	予定 学年区分	給付基礎日額 チェック		133140001		障害 本人	00	シゲタ イホコ	H 4. 4. 2	大学等	4			133140004		障害 本人	00	シゲタ イホコ	H 4. 4. 5	大学等	4			133140005		障害 本人	30	シゲタ イホコ	H 4. 4. 4	大学等	4			135140001	02	遺族 妻	11	イゲタ コイ	H11. 4. 2	中学校	3	*		135140002	02	遺族 妻	13	イゲタ コイ	H13. 4. 2	中学校	1	*		135140004	02	遺族 妻	11	イゲタ コイ	H 7. 4. 2	大学等	1			135140006	31	遺族 孫一	32	イゲタ マコ	H16. 4. 2	小学校	4			135140007	31	遺族 孫一	32	イゲタ マコ	H19. 4. 2	小学校	1			135140011	12 *	遺族 子二	12	イゲタ コ	H11. 4. 4	中学校	3						13	イゲタ コイ	H11. 4. 4	中学校	3			135140013	02	遺族 妻	11	イゲタ コイ	H 7. 4. 4	大学等	1		項 目	内 容	管轄局署	管轄局署コードを印字する。	処理年月日	労災就学援護費未支給者リストを出力した日付を印字する。	ページ	1 からの連番を印字する。	年金証書番号	年金証書番号、枝番号毎の 1 件目のみ、受給権者の年金証書番号を印字する。	受給者枝番	年金証書番号、枝番号毎の 1 件目のみ、受給権者の枝番号を印字する。権者払いの場合は、右側に「*」を印字する。	受給権者氏名	年金証書番号、枝番号毎の 1 件目のみ、受給権者氏名を印字する。	資格者枝番	年金資格者枝番号、または援護費資格者枝番号を印字する。	資格者氏名	年金資格者氏名、または援護費資格者氏名を印字する。	資格者生年月日	年金資格者生年月日、または援護費資格者生年月日を印字する。	<p>(新設)</p>
13 局 01 署	年金証書番号	受給者 枝番	受給権者氏名	資格者 枝番	資格者氏名	資格者生年月日	予定支給区分	予定 学年区分	給付基礎日額 チェック																																																																																																																																				
	133140001		障害 本人	00	シゲタ イホコ	H 4. 4. 2	大学等	4																																																																																																																																					
	133140004		障害 本人	00	シゲタ イホコ	H 4. 4. 5	大学等	4																																																																																																																																					
	133140005		障害 本人	30	シゲタ イホコ	H 4. 4. 4	大学等	4																																																																																																																																					
	135140001	02	遺族 妻	11	イゲタ コイ	H11. 4. 2	中学校	3	*																																																																																																																																				
	135140002	02	遺族 妻	13	イゲタ コイ	H13. 4. 2	中学校	1	*																																																																																																																																				
	135140004	02	遺族 妻	11	イゲタ コイ	H 7. 4. 2	大学等	1																																																																																																																																					
	135140006	31	遺族 孫一	32	イゲタ マコ	H16. 4. 2	小学校	4																																																																																																																																					
	135140007	31	遺族 孫一	32	イゲタ マコ	H19. 4. 2	小学校	1																																																																																																																																					
	135140011	12 *	遺族 子二	12	イゲタ コ	H11. 4. 4	中学校	3																																																																																																																																					
				13	イゲタ コイ	H11. 4. 4	中学校	3																																																																																																																																					
	135140013	02	遺族 妻	11	イゲタ コイ	H 7. 4. 4	大学等	1																																																																																																																																					
項 目	内 容																																																																																																																																												
管轄局署	管轄局署コードを印字する。																																																																																																																																												
処理年月日	労災就学援護費未支給者リストを出力した日付を印字する。																																																																																																																																												
ページ	1 からの連番を印字する。																																																																																																																																												
年金証書番号	年金証書番号、枝番号毎の 1 件目のみ、受給権者の年金証書番号を印字する。																																																																																																																																												
受給者枝番	年金証書番号、枝番号毎の 1 件目のみ、受給権者の枝番号を印字する。権者払いの場合は、右側に「*」を印字する。																																																																																																																																												
受給権者氏名	年金証書番号、枝番号毎の 1 件目のみ、受給権者氏名を印字する。																																																																																																																																												
資格者枝番	年金資格者枝番号、または援護費資格者枝番号を印字する。																																																																																																																																												
資格者氏名	年金資格者氏名、または援護費資格者氏名を印字する。																																																																																																																																												
資格者生年月日	年金資格者生年月日、または援護費資格者生年月日を印字する。																																																																																																																																												

改正後		改正前
予定支給区分	資格者生年月日に応じて「小学校」「中学校」「高等学校等」「大学等」のいずれかを印字する。	
予定学年区分	資格者生年月日に応じて予定支給区分との組み合わせで相当する学年区分を印字する。	
給付基礎日額チェック	給付基礎日額が 16,001 円以上の場合は「*」を印字する。	
計	合計件数を印字する。	
<p>ハ <u>出力時期</u> <u>年 3 回（6 月、10 月及び 2 月支払期処理後）</u></p> <p>ニ <u>事務処理</u> <u>出力年度の 4 月 2 日から翌年度の 4 月 1 日までの間に 7 歳から 22 歳に到達する者等のうち、援護費の支給対象となっていない 7 歳～22 歳の年金資格者及び援護費資格者を確認する。</u></p>		

改正後

改正前

(VI-(II)-113)

(VI-(II)-113)

一時金概要検索結果画面 (SC_NJKNO_37) - Windows Internet Explorer

労働基準行政システム

一時金概要検索結果画面 平成25年 7月 1日 15:00

データ受付番号 20115314000450010000 訂正履歴 あり 管轄局署 1501:新潟局新潟署
 被災者氏名 〇〇イ 〇〇 追回復歴 なし
 請求書番号 1000:障害補償給付支給請求書
 時効適用 あり

一時金支払情報

	保険給付	特別一時金	定額の特別支給金	未支給の提還費
支給決定額	999,999,999円	999,999,999円	999,999,999円	999,999,999円
調整額	999,999,999円	999,999,999円	999,999,999円	999,999,999円
支払額	999,999,999円	999,999,999円	999,999,999円	999,999,999円
支払額合計	999,999,999円			

一時金住所情報

受給権者氏名 労災 太郎 氏名訂正年月日 平成25年 4月 1日
 都道府県コード 27:大阪府 郵便番号 〒183-0001 住所訂正年月日 平成25年 4月15日
 受給権者住所 本人住所1-2345本人住所2-345本人住所3-101
 電話番号 123-456-7890

一時金住所情報(受任者)

受任者氏名 受任 次郎 氏名訂正年月日 平成25年 5月 1日
 受任者都道府県コード 27:大阪府 受任者郵便番号 183-0002 住所訂正年月日 平成25年 6月 1日
 受任者住所 受任者住所1-2345受任者住所2-345受任者住所3-101

一時金支払先情報

支払年月日 平成25年 7月 1日 新・旧コード 新年度 委任・未支給 委任
 支払方法 1:銀行振込
 金融機関コード 9900000 金融機関名 労災銀行
 郵便局コード 郵便局名
 店舗名 上石神井 預金の種類 1:普通預金
 口座名義人 〇〇イ 〇〇 口座番号/記号番号 1234567890123

一時金算定基礎情報

実額入力事業算定基礎 なし 三・事等調整 1:三者行為災害
 生年月日 昭和45年 6月 7日
 傷病年月日 平成25年 1月20日
 支給事由発生年月日 平成25年 2月25日 特別加入者 11:中小事業主等
 平均賃金 999,999円99銭 特別給与の総額 99,999,999円
 スライド率 9999.9% 算定基礎日額 999,999円
 給付基礎日額 999,999円 算出方法 99:特別給与の総額
 算出方法 0:平均賃金
 給付日数 999日 療養開始年月日 平成25年 1月20日
 障害等級号 0820:併合8級 併合8級 あり
 併合調整の定額特支金 999万円 既存障害区分・等級 9-99級
 既存年金証書番号 123456789

重大過失 あり 滞納制限率 99%

成済給付 あり 特別支給金のみ申請 あり

三者コード 1:自賠先行 前給付過払額(保険給付) 0円
 受領日 平成25年 1月20日 前給付過払額(特支金) 999,999,999円
 受領額 999,999,999円 休業内払額(保険給付) 999,999,999円
 休業内払額(特支金) 999,999,999円

一時金概要検索結果画面 (SC_NJKNO_37) - Microsoft Internet Explorer

労働基準行政システム

一時金概要検索結果画面 平成24年 10月11日 16:00

データ受付番号 20114500900190010000-01 訂正履歴 あり 管轄局署 2701:大阪局大阪中央署
 被災者氏名 〇〇イ 〇〇 追回復歴 なし
 請求書番号 1000:障害補償給付支給請求書
 時効適用 あり

一時金支払情報

	保険給付	特別一時金	定額の特別支給金	未支給の提還費
支給決定額	999,999,999円	999,999,999円	999,999,999円	999,999,999円
調整額	999,999,999円	999,999,999円	999,999,999円	999,999,999円
支払額	999,999,999円	999,999,999円	999,999,999円	999,999,999円
支払額合計	999,999,999円			

一時金住所情報

受給権者氏名 労災 太郎 氏名訂正年月日 平成24年 8月 1日
 都道府県コード 27:大阪府 郵便番号 〒183-0001 住所訂正年月日 平成24年 8月 1日
 受給権者住所 本人住所1-2345本人住所2-345本人住所3-101
 電話番号 123-456-7890

一時金住所情報(受任者)

受任者氏名 受任 次郎 氏名訂正年月日 平成24年 8月 1日
 受任者都道府県コード 27:大阪府 受任者郵便番号 〒183-0001 住所訂正年月日 平成24年 8月 1日
 受任者住所 受任者住所1-2345受任者住所2-345本人受任者住所3-101

一時金支払先情報

支払年月日 平成24年 8月 1日 新・旧コード 新年度 委任・未支給 委任
 支払方法 1:銀行振込
 金融機関コード 9900000 金融機関名 労災銀行
 郵便局コード 郵便局名
 店舗名 上石神井 預金の種類 1:普通預金
 口座名義人 〇〇イ 〇〇 口座番号/記号番号 1234567890123

一時金算定基礎情報

実額入力事業算定基礎 なし 三・事等調整 1:三者行為災害
 生年月日 昭和27年 4月15日
 傷病年月日 平成20年 8月15日
 支給事由発生年月日 平成20年 8月15日 特別加入者 11:中小事業主等
 平均賃金 999,999円99銭 特別給与の総額 999,999,999円
 スライド率 99999.8% 算定基礎日額 999,999円
 給付基礎日額 999,999円 算出方法 01:基礎日額×305×16.9%
 算出方法 00:平均賃金
 給付日数 9999999日 療養開始年月日 平成20年10月15日
 障害等級号 9999999 併合8級 あり
 併合調整の定額特支金 999万円 既存障害区分・等級 9-99級
 既存年金証書番号 123456789

重大過失 あり 滞納制限率 99%

成済給付 あり 特別支給金のみ申請 あり

三者コード 自賠先行 前給付過払額(保険給付) 999,999,999円
 受領日 平成20年 8月20日 前給付過払額(特支金) 999,999,999円
 受領額 999,999,999円 休業内払額(保険給付) 999,999,999円
 休業内払額(特支金) 999,999,999円

改正後	改正前
<p>(VI-(II)-114)</p> <div data-bbox="231 331 1389 1075"> <p>一時金受付情報</p> <p>入力局署 6001:本省 入力枚数 1枚</p> <p>請求人氏名 ㄇㄞ ㄏㄓ</p> <p>様式番号 1000:障害補償給付支給請求書</p> <p>実行コード 1:登記</p> <p>受付年月日 平成25年 3月15日 変更内容 01:変更内容コード01</p> <p>受付処理年月日 平成25年 3月15日 帳票種別 39560:年金・一時金登録帳票</p> <p>決議書出力年月日 平成25年 3月20日 決議書種類 1:支給決定決議書</p> <p>決議書破棄年月日 平成25年 3月25日 出力回数 99回</p> <p>決定年月日 平成25年 3月28日 処理区分 01:支給・変更</p> <p>決議書入力年月日 平成25年 3月30日 帳票入力年月日 平成25年 3月30日</p> <p>調査年月日 平成25年 3月28日 調査コード 12</p> <p>復命書番号 9999</p> <p>労働保険番号 99999999999999</p> <p>旧データ受付番号 1531400045001</p> <p>戻る 終了</p> </div>	<p>(VI-(II)-114)</p> <div data-bbox="1549 331 2694 1129"> <p>一時金受付情報</p> <p>入力局署 1405:横須賀 入力枚数 1枚</p> <p>請求人氏名 ㄇㄞ ㄏㄓ</p> <p>様式番号 0010:障害(補償)年金前払一時金請求書</p> <p>実行コード 1:登記</p> <p>受付年月日 平成20年10月25日 変更内容 01:変更内容コード01</p> <p>受付処理年月日 平成20年10月30日 帳票種別 39560:年金・一時金登録票</p> <p>決議書出力年月日 平成20年11月 5日 決議書種類 1:支給決定決議書</p> <p>決議書破棄年月日 平成20年11月10日 出力回数 99回</p> <p>決定年月日 平成20年11月15日 処理区分 01:支給・変更</p> <p>決議書入力年月日 平成20年11月20日 帳票入力年月日 平成20年11月20日</p> <p>調査年月日 平成20年11月 1日 調査コード 12</p> <p>復命書番号 9999</p> <p>労働保険番号 99999999999999</p> <p>旧データ受付番号 1405145910003</p> <p>戻る 終了</p> </div>

改正後		改正前	
(VI-(II)-117~118)		(VI-(II)-117~118)	
項目名	内容	項目名	内容
一時金住所情報		一時金住所情報	
(略)		(略)	
(略)		(略)	
(略)		(略)	
氏名訂正年月日 住所訂正年月日	一時金氏名・住所情報訂正機能で、 <u>受給権者の氏名・住所</u> を訂正した日付を出力する。 ・氏名を訂正した場合は、訂正した日付を氏名訂正年月日に出力。 ・住所を訂正した場合は、訂正した日付を住所訂正年月日に出力。	氏名訂正年月日 住所訂正年月日	一時金氏名・住所情報訂正機能で、訂正した日付を出力する。 ・氏名を訂正した場合は、訂正した日付を氏名訂正年月日に出力。 ・住所を訂正した場合は、訂正した日付を住所訂正年月日に出力。
一時金住所情報（受任者）		一時金住所情報（受任者）	
(略)		(略)	
(略)		(略)	
氏名訂正年月日 住所訂正年月日	<u>一時金氏名・住所情報訂正機能で、受任者の氏名・住所</u> を訂正した日付を出力する。 ・氏名を訂正した場合は、訂正した日付を氏名訂正年月日に出力。 ・住所を訂正した場合は、訂正した日付を住所訂正年月日に出力。	<u>(新設)</u>	
(略)		(略)	

改正後	改正前																																																								
<p>(VII-32)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>メッセージ ID</th> <th>メッセージ文字列</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">}</td> <td></td> </tr> <tr> <td>WN_00217</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>WN_00218</td> <td>(WN_00218) {0}の「郵便番号」と「都道府県コード」が不整合。確認してください。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(VII-32)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>メッセージ ID</th> <th>メッセージ文字列</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">}</td> <td></td> </tr> <tr> <td>EN_00862</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>EN_00863</td> <td>(EN_00863) 委任・未支給が「本人」または「未支給」の場合、年金の定額特別支給金、前払一時金についての氏名・住所情報の訂正は住所・氏名等変更届により行ってください。</td> </tr> <tr> <td>EN_00864</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">}</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(VII-32)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>メッセージ ID</th> <th>メッセージ文字列</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">}</td> <td></td> </tr> <tr> <td>EN_00902</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>EN_00904</td> <td>(EN_00904) 一時金給付が受任者払いの場合は、支払方法が「銀行振込」である場合のみ訂正できます。必要に応じて、口座情報の訂正処理で支払方法を訂正してください。</td> </tr> </tbody> </table>	メッセージ ID	メッセージ文字列	}		WN_00217	(略)	WN_00218	(WN_00218) {0}の「郵便番号」と「都道府県コード」が不整合。確認してください。	メッセージ ID	メッセージ文字列	}		EN_00862	(略)	EN_00863	(EN_00863) 委任・未支給が「本人」または「未支給」の場合、年金の定額特別支給金、前払一時金についての氏名・住所情報の訂正は住所・氏名等変更届により行ってください。	EN_00864	(略)	}		メッセージ ID	メッセージ文字列	}		EN_00902	(略)	EN_00904	(EN_00904) 一時金給付が受任者払いの場合は、支払方法が「銀行振込」である場合のみ訂正できます。必要に応じて、口座情報の訂正処理で支払方法を訂正してください。	<p>(VII-32)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>メッセージ ID</th> <th>メッセージ文字列</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">}</td> <td></td> </tr> <tr> <td>WN_00217</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(新設)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(VII-32)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>メッセージ ID</th> <th>メッセージ文字列</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">}</td> <td></td> </tr> <tr> <td>EN_00862</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>EN_00863</td> <td>(EN_00863) 当該の給付は訂正対象外です。定額の特別支給金、前払一時金についての氏名・住所情報の訂正は住所・氏名等変更届により行ってください。</td> </tr> <tr> <td>EN_00864</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">}</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(VII-32)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>メッセージ ID</th> <th>メッセージ文字列</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">}</td> <td></td> </tr> <tr> <td>EN_00902</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(新設)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	メッセージ ID	メッセージ文字列	}		WN_00217	(略)	(新設)		メッセージ ID	メッセージ文字列	}		EN_00862	(略)	EN_00863	(EN_00863) 当該の給付は訂正対象外です。定額の特別支給金、前払一時金についての氏名・住所情報の訂正は住所・氏名等変更届により行ってください。	EN_00864	(略)	}		メッセージ ID	メッセージ文字列	}		EN_00902	(略)	(新設)	
メッセージ ID	メッセージ文字列																																																								
}																																																									
WN_00217	(略)																																																								
WN_00218	(WN_00218) {0}の「郵便番号」と「都道府県コード」が不整合。確認してください。																																																								
メッセージ ID	メッセージ文字列																																																								
}																																																									
EN_00862	(略)																																																								
EN_00863	(EN_00863) 委任・未支給が「本人」または「未支給」の場合、年金の定額特別支給金、前払一時金についての氏名・住所情報の訂正は住所・氏名等変更届により行ってください。																																																								
EN_00864	(略)																																																								
}																																																									
メッセージ ID	メッセージ文字列																																																								
}																																																									
EN_00902	(略)																																																								
EN_00904	(EN_00904) 一時金給付が受任者払いの場合は、支払方法が「銀行振込」である場合のみ訂正できます。必要に応じて、口座情報の訂正処理で支払方法を訂正してください。																																																								
メッセージ ID	メッセージ文字列																																																								
}																																																									
WN_00217	(略)																																																								
(新設)																																																									
メッセージ ID	メッセージ文字列																																																								
}																																																									
EN_00862	(略)																																																								
EN_00863	(EN_00863) 当該の給付は訂正対象外です。定額の特別支給金、前払一時金についての氏名・住所情報の訂正は住所・氏名等変更届により行ってください。																																																								
EN_00864	(略)																																																								
}																																																									
メッセージ ID	メッセージ文字列																																																								
}																																																									
EN_00902	(略)																																																								
(新設)																																																									